

平成27年2月2日

株主及び債権者各位

大阪市西淀川区姫里三丁目9番31号
株式会社コンテック
代表取締役社長 藤木 勝敏

簡易合併公告

当社は、平成26年10月15日開催の当社取締役会において、平成27年4月1日を効力発生日として、株式会社コンテック・イーエムエス（大阪市西淀川区姫里三丁目9番31号）と合併することを決議いたしました。これにより、当社は株式会社コンテック・イーエムエスの権利義務全部を承継して存続し、株式会社コンテック・イーエムエスは解散することとなりますので、下記のとおり公告いたします。

また、当社は会社法第796条第3項、株式会社コンテック・イーエムエス社は同第784条第1項に基づき、それぞれ株主総会の承認決議を経ずに合併することを決定しております。なお、当社は株式会社コンテック・イーエムエスの全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

記

1. 会社法第796条第4項の規定に基づき、この合併に対し反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に、口座管理機関に対して個別株主通知の申出の取次ぎをご請求いただいた上で、書面によりその旨をお申し出ください。
2. 会社法第797条第1項の規定に基づき、この合併に反対し株式買取請求される株主は、合併の効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、口座管理機関に対して個別株主通知の申出の取次ぎをご請求いただいた上で、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。
3. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1ヵ月以内にお申し出ください。
4. 合併当事会社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(当 社)
金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。
(株式会社コンテック・イーエムエス)
<http://www.contec.co.jp/cems/images/accountsH2603.pdf>

以 上